



## 資料編



## 資料編

## 資料 1

## 荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱

平成 29 年 3 月 24 日制定  
28 荒福障第 6341 号  
(副 区 長 決 定)

## (設置)

第 1 条 荒川区における市町村障害者計画（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定するものをいう。）市町村障害者福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定するものをいう。）及び市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定するものをいう。）（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、専門家、区民その他関係者の意見を幅広く反映させることにより、障がい者の立場から計画の策定を進めるために、荒川区障がい者総合プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査検討を行い、区長に提言する。

- (1) 計画の作成及び推進に関する事項
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定に関し区長が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員 30 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区内の障がい者団体の代表
- (4) 区内の福祉・医療関係団体の代表
- (5) 区内の障がい者就労支援団体の代表
- (6) 区内の相談支援事業者の代表
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

2 前項第 8 号の委員には、福祉部を担任する副区長、福祉部長、子育て支援部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する提言の日までとする。

## (委員長等)

第 5 条 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員のうちから委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第3条第1項第1号の委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代理する。

( 会議 )

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、委員会の傍聴人が乱暴な言動等により、委員会の議事を妨げるときは当該傍聴人に対し、退室を求めることができる。

( 庶務 )

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

( 委任 )

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の設置期間の終了日をもって、その効力を失う。

## 資料 1

## 荒川区障がい者総合プラン策定委員会委員名簿

|    | 区分           | 役職等           | 氏名     |
|----|--------------|---------------|--------|
| 1  | 学識経験者        | 首都大学東京名誉教授    | 木下 正信  |
| 2  |              | 東洋大学准教授       | 高野 聡子  |
| 3  | 当事者相談員       | ピア・カウンセラー     | 高見 和幸  |
| 4  | 障がい者団体       | 心身障害児者福祉連合会会長 | 小沢 あや女 |
| 5  |              | 手をつなぐ親の会会長    | 伊東 とも子 |
| 6  |              | 身障児父母の会会長     | 矢野 勝信  |
| 7  |              | のぞみの会会長       | 大沼 弘子  |
| 8  |              | 聴覚障害者協会会長     | 大石 泰延  |
| 9  |              | 視力障害者福祉協会会長   | 野田 和義  |
| 10 |              | 精神障がい者家族会代表   | 重野 美子  |
| 11 |              | 障がい児関連の団体代表   | 島崎 由美子 |
| 12 | 民生委員・児童委員協議会 | 民生委員・児童委員協議会  | 杉山 律子  |
| 13 | 福祉・医療関係団体    | 荒川区医師会        | 土屋 譲   |
| 14 | 雇用・就労支援関係団体  | 荒川区心身障害者事業団理事 | 林 修一   |
| 15 | 相談支援事業者      | 支援センターアゼリア施設長 | 高橋 文洋  |
| 16 | 関係行政機関等      | ハローワーク足立      | 橋本 久美子 |
| 17 |              | 都立墨田特別支援学校    | 山本 剛   |
| 18 |              | 都立王子特別支援学校    | 松井 裕   |
| 19 |              | 特別支援学級設置校長会会長 | 津野 澄人  |
| 20 |              | 荒川区社会福祉協議会    | 福田 めぐみ |
| 21 |              | 副区長           | 佐藤 安夫  |
| 22 | 区職員          | 福祉部長          | 片岡 孝   |
| 23 |              | 子育て支援部長       | 青山 敏郎  |
| 24 |              | 教育部長          | 阿部 忠資  |

## 資料 2

## 策定経過

| 事 項                      | 年月日                         | 内 容                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 策定委員会                    | 平成 29 年<br>4 月 1 日          | 荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置                                                                                                                                                        |
| 第 1 回<br>策定委員会           | 平成 29 年<br>5 月 22 日         | 委員紹介、委員長及び副委員長の選任<br>障がい者総合プラン策定の趣旨説明<br>前期計画の進捗状況（サービス利用状況等）の報告<br>統計資料による荒川区内の障がい者の状況の推移分析<br>これまでの障がい者施策の取組の振り返り<br>障がい者意向調査（6 月実施）についての説明<br>今後の検討にあたって各委員から自由な発言と意見交換 |
| 障がい者意向<br>調査の実施          | 平成 29 年<br>6 月 5 日～<br>20 日 | 身体・知的・精神障がい者(各手帳所持者)、難病罹患者、<br>障害児通所支援利用者(手帳不所持者)の生活状況・サー<br>ビス利用状況及び意向の把握                                                                                                 |
| 自立支援協議会                  | 平成 29 年<br>6 月 22 日         | 自立支援協議会委員からの意見の聴取                                                                                                                                                          |
| 第 2 回<br>策定委員会           | 平成 29 年<br>10 月 10 日        | 障がい者意向調査結果の分析を含めた、前回プランの現<br>状と課題の共有<br>障がい者総合プラン（素案）骨子に基づく、施策体系の<br>再編及び重点的な取組事項についての検討<br>今後の検討にあたって各委員から自由な発言と意見交換                                                      |
| 第 3 回<br>策定委員会           | 平成 29 年<br>11 月 2 日         | 障がい者総合プラン（素案）の検討<br>各委員から自由な発言と意見交換                                                                                                                                        |
| 自立支援協議会                  | 平成 29 年<br>11 月 16 日        | 自立支援協議会委員からの意見の聴取                                                                                                                                                          |
| 福祉・区民生活<br>委員会           | 平成 29 年<br>12 月 4 日         | 障がい者総合プラン（素案）の報告及び質疑                                                                                                                                                       |
| 障がい者団体へ<br>の説明           | 平成 29 年<br>12 月 8 日         | 障がい者団体から意見を聴取                                                                                                                                                              |
| 障がい者総合<br>プラン(素案)の<br>公表 | 平成 29 年<br>12 月 11 日        | 平成 29 年 12 月 25 日までパブリックコメントを実施<br>し、区民等から意見公募（あらかわ区報 12 月 11 日号、<br>荒川区ホームページにおいて周知）                                                                                      |
| 第 4 回<br>策定委員会           | 平成 30 年<br>1 月 11 日         | パブリックコメント結果報告<br>障がい者総合プラン（案）の検討                                                                                                                                           |
| 障がい者総合<br>プラン            | 平成 30 年<br>3 月              | 障がい者総合プランの策定                                                                                                                                                               |

### 資料3 パブリックコメントの実施結果

#### (1) 募集期間

平成 29 年 12 月 11 日(月)～平成 29 年 12 月 25 日(月)  
(15 日間)

#### (2) 実施方法

荒川区障がい者総合プラン(素案)を障害者福祉課、区役所地下 1 階情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。また、平成 29 年 12 月 11 日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

#### (3) 意見提出数

13 人(16 件)

#### (4) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

計画への反映( :新たに記載・修正 / ○:既に記載 / □:計画の性質から記載せず /  
:区の考えと異なるため記載せず / - :対象外であるため記載せず / ●:今後検討)

| No | 分野               | 意見の概要                                                                                | 区の考え方                                                                                                                         |   |
|----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1  | 総合               | 住み慣れた荒川区で誰もが幸せに暮らせる事を願う。(同様の意見が他に 1 件)                                               | 障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら、住み慣れた荒川区で自立した生活を営み、幸せを実感することができるよう、施策を進めていきます。                                                             | ○ |
| 2  |                  | 医療と福祉を総合的に進める新しい施策が求められると思う。                                                         | 当事者の代表や事業所・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会において、地域の実情に応じた体制の整備や新たな施策について、協議を行っていきます。                                           | ○ |
| 3  | 入所者等の地域生活への移行の支援 | 地域移行の推進及びグループホーム等からアパートに転宅する際に、物件探しのサポート、保証人のいない利用者への支援、家賃等の助成、見守り支援のような支援策を検討してほしい。 | 障がい者の状況に応じた居住支援を行うため、関係機関と連携して、本人の意向に沿った地域移行支援及び居住の場の確保に取り組んできました。今後は、平成 30 年度から新設される円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う福祉サービスである「自立生活援助」を活用し | ○ |

|   |          |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                             |   |
|---|----------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |          |                                                                         | <p>つつ、さらに民間賃貸住宅への転居が困難な障がい者に対する支援の仕組みを検討していきます。</p> <p>また、引き続き、グループホーム入居者に対する家賃助成を行うことにより、入居者の負担軽減を図っていきます。</p>                                                                                                                             |   |
| 4 | 震災時等への備え | <p>何度かの訓練を通して、実際に機能する福祉避難所とするための態勢準備が急務と思う。</p>                         | <p>障がい者を対象とした福祉避難所を現在12施設指定し、必要な備蓄品等を計画的に配備しています。また、福祉避難所の設置運営に関するマニュアルを作成し、震災を想定した実践的な訓練を行っています。今後も、マニュアルに基づいた訓練を繰り返し行い、課題の抽出と対応を行っています。</p> <p>また、各福祉避難所の施設特性に応じた避難対象者の詳細な検討を進めるとともに、新たな備蓄品の購入を進めるなど、震災時への備えを強化していきます。</p>                |   |
| 5 | 差別解消     | <p>障がい者と健常者の交流の場をつくることで、お互いの理解が進み、障がい者差別の解消につながるのではないか。(同様の意見が他に2件)</p> | <p>障がいのある人もない人も共に楽しむことのできる啓発事業や、セミナーの実施、障がい者施設の施設公開の実施、障がい者が制作した芸術作品の展示会の開催等により地域との交流を進めるなど、様々な事業を複合的に推進していきます。</p> <p>また、様々な機会を捉えてヘルプマークなどの障がい者に関するシンボルマークを区民に周知・啓発することで、困っている方がいれば積極的に声を掛けるなど、思いやりのある行動をする方々が多くいる、あたたかい地域社会の実現を目指します。</p> | ○ |

|   |          |                                                          |                                                                                                                                                                                   |   |
|---|----------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 6 | 施設整備     | 知的障がい者がいつまでも荒川区で暮らせるよう、グループホームなどの施設の充実が必要である。            | 知的障がい者を対象としたグループホームは区内に10か所あり、さらに東日暮里2丁目の区有地に建設される障がい者グループホームについて、平成30年秋の開設に向けて、設置・運営事業所への助言等を行い、円滑な開設を支援していきます。<br>今後も、グループホームを必要とされている方々が住み慣れた地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていきます。 | ○ |
| 7 |          | グループホーム設置・増設等が円滑に行えるよう、事業者と関係部署との合同協議の場を設置してほしい。         | 障がい者等の状況に応じた居住支援を行い、住み慣れた地域でその方らしい暮らしができるよう、関係部署も含めた支援体制の整備を検討していきます。                                                                                                             | ○ |
| 8 | 在宅系サービス等 | 高齢障がい者をどのように支えていくかという視点が必要である。(同様の意見が他に1件)               | 高齢期を迎えた障がい者が、状況に応じたサポートやサービスが受けられるよう、個々の状況に応じたきめ細やかな相談を行うとともに、介護保険と障害福祉サービスの連携を強化していきます。                                                                                          | ○ |
| 9 | 障がい児支援   | 共働き家庭も増えている中で、安心して障がい児を預け、本人の自立支援とともに、障がい児の家族をサポートして欲しい。 | 障がい児を育てる家庭が安心して子育て出来るよう、「荒川区障がい児通所支援事業所連絡会」を設置し、情報交換を進め、連携強化を図るなど、区内の通所支援事業所全体のサービスの質の向上を目指しております。<br>引き続き、個々の家庭の状況に応じて、適切に支援していきます。                                              | ○ |

|    |      |                                                  |                                                                                                                                                                                                             |   |
|----|------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 10 | 社会参加 | 障がい者の生きがいを醸成する為に「障がい者スポーツの促進」も重点施策としても良いのではないかな。 | 「障がい者スポーツの促進」は重要なことと認識しております。既に、「荒川区スポーツ推進プラン」に基づき、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成に取り組んでおり、これからも障がいのある人もない人も共に障がい者スポーツに親しめるよう、より多くの区民が障がい者スポーツに親しめるよう、障がい者スポーツを知る・見る・体験する機会を増やしていきます。                   | ○ |
| 11 |      | 障がい者が社会参加するための支援を続けてほしい。                         | 障がいの種別や程度に関わらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、社会の一員としての役割を持ち、自立した生活を送れるよう、これまで、ガイドヘルパーや手話通訳者を派遣するなど、障がい者の自立と社会参加を支援してきました。<br>今後はさらに、区内施設を活用して障がい者が制作した芸術作品の展示会などを開催し、地域の方々との交流を促進するなど、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。 | ○ |
| 12 |      | 福祉作業所に対する支援が必要ではないか。                             | 区内の作業所に対する家賃借上げ費補助の対象を平成 29 年度に拡大するなど、経営面でも作業所の運営を支援しています。<br>また、作業所の売り上げ増加に向けた支援として、自主製品の販売先の開拓や共同受注等のコーディネートを行っています。さらに、新たな製品の開発や販売のための支援を行い、利用者が受け取る工賃の引き上げに結びつけていきます。                                   | ○ |